

# 別府市生成AIの活用に関するガイドライン

令和8年2月 Ver.1.0

別府市教育委員会

## 1. 目的

生成AIは、令和4年にOpenAI社からChatGPTが公表されて以来、急速に社会に広まっています。

国では、文部科学省で「初等中等教育における生成AIの利活用に関するガイドライン」が改訂され、令和6年12月にVer. 2. 0が公表されました。別府市においては令和5年6月に改訂した「別府市教育ICT活用推進計画」にもとづいて、ICTを利活用した学び、教職員研修の充実、ICT環境の整備を推進しているところです。

AI時代を生きる子どもたちが生成AIをはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が可能性を開花させることは重要です。同時に、子どもたちを取り巻く大人も、生成AIと適切に付き合っていくことが求められます。別府市教育委員会では、文部科学省のガイドラインを踏まえ、生成AIの概要や基本的な考え方、場面や主体に応じて押さえるべきポイントを整理し、別府市における現時点での制度設計や利活用の方向性を示すため、ガイドラインを定めます。

## 2. 生成AIとは

文部科学省「初等中等教育における生成AIの利活用に関するガイドライン Ver. 2. 0」(令和6年12月)によると、生成AIとは、文章・画像・プログラム等を生成できるAIモデルによるAI (Artificial Intelligence 人工知能)の総称とされています。様々な提供形態・提供主体が出現し、教育分野にも導入されつつあります。様々なリスクの存在が指摘される一方で、技術的な対策も進展しています。

なお、別府市においては、企画戦略部情報政策課デジタルファースト推進室を中心に、市役所の業務における生成AI(ChatGPT)の活用について、令和5年11月に本格運用が開始されました。

## 3. 基本的な考え方

平成31年3月の「内閣府統合イノベーション戦略推進会議」において、AI利用の基本原則として「AIの利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない。AIは、人々の能力を拡張し、多様な人々の多様な幸せの追求を可能とするために開発され、社会に展開され、活用されるべきである」という「人間中心の原則」が示されました。生成AIを有用な道具になり得るものと捉え、出力を参考の一つとして、リスクや懸念を踏まえた上で、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要です。

別府市教育委員会としては、使用の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じることが必要であり、一律に禁止するまたは義務付けるなどの硬直的な運用は望ましくないと考えます。先行事例や教材・ノウハウの周知・共有、研修の実施等により、児童生徒・教職員・保護者等による生成AIの適切な利活用を推進する環境を整備していきます。

なお、別府市においては令和7年9月に最高教育 AI 責任者等設置要綱を定め、10月1日付けで最高教育 AI 責任者(教育 CAIO)及び補佐官を設置しました。国の動向も踏まえつつ、AI の利活用・リスク管理における責任者を明確にし、別府市教育大綱等の理念実現に向けて、生成 AI を含む教育 DX を総合的に推進していきます。

#### 4. 実施事項(生成AIを利活用する際に押さえるべきポイント)

##### 【児童生徒】

- 生成AI自体の性質やメリット・デメリットに関する学習をし、理解した上で使う。
- 「何のために使うのか」をはっきりさせてから使う。「なんとなく」で使わないようにする)
- 自分はもちろん、友人・知人の個人情報を生成AIに入力しない。
- 生成AIが出力する回答内容には誤りを含む場合があるので、それをすべて信じるのではなく、また、そのまま利用せず、参考情報として扱う。
- 各種コンクールの作品やレポート等について、生成AIで出力したものをほぼそのまま自己の成果物として応募・提出しない。他の人の著作権や肖像権を侵害するリスクがあることを認識する。

##### 【教職員】

- 児童生徒が生成AI自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を深められるよう留意し、情報モラルを含む情報活用能力の育成と合わせて利活用をさせる。(教職員自身の研修を含む)
- 授業準備の際に、適切に生成AIを用いることで、教材研究や授業づくりの一助とする。
- 授業において、個別最適な学び・協働的な学びに向け、必要に応じて明確な意図の下、生成AIを活用する。
- 授業以外の校務においては、必要に応じて生成AIを活用することで効率化を図る。
- 学習評価や、専門性を発揮して人間的なふれあいの中で行うべき教育指導の場面で、安易に生成AIのみを用いることは避ける。
- 教育情報セキュリティポリシーに沿って生成AIを使用する。
- ソーシャルメディアとの付き合い方に関する取組とあわせて、保護者の意識の高まりに向けた啓発活動を推進する。

##### 【保護者等】

- 生成AI自体の性質やメリット・デメリットについて知り、子どもたちを取り巻く情報環境の現実について、常にアンテナを立てておく。学習会や研修会の機会があれば、積極的に参加する。
- 実際に、生成AIを使い、メリットやリスク等について知る。
- 生成AIとの適切な使い方について子どもとよく話し合い、子どもが納得して守れるルールをつくる。
- 子どもがトラブルにあった場合に大人に話せるような関係づくりに努め、子どもたちが「頼れるのは生成AIしかない」というような状況に陥らないように寄り添い、支える。(生成AI依存の防止)

## 5. 留意点(家庭・学校)

- 児童生徒・保護者・教職員が、生成AIについての認識を深め、共有し、そのメリットを最大限に活かしつつ、リスクにも適切に対処することが大切です。
- 生成AIに入力する質問(プロンプト)に、個人情報や機密情報を含めてはいけません。入力した情報がネットワークを通じて学習され、結果として流出することになってしまいます。
- 生成AIが出力する回答内容をすべて信じるのではなく、事実確認を行うとともに、そのまま利用せず、参考情報として扱うことにとどめましょう。
- 生成AIで出力した成果物が、著作権や肖像権を侵害するリスクがあることを認識しましょう。
- 対話型生成AIとのやり取りを長時間行う「生成AIへの依存」とも言える状況があることを知り、生成AIに「使われる」のではなく、あくまで人間が主体として「使う」ことを意識して利活用しましょう。
- 児童生徒が生成AIを使う場合は、必ず、保護者の了解のもとで使うようにしましょう。
- トラブルがあった場合に、大人に話せる関係づくりをするとともに、児童生徒が主体的に生成AIとの適切な付き合い方を考え、実践できるような取り組みをしましょう。
- 学校においては、感性や独創性を発揮させたい場面、じっくり思考する場面、調べ学習の場面等で、すぐに安易に生成AIを利用することは避けましょう。
- 学校における利活用については、文部科学省「初等中等教育における生成AIの利活用に関するガイドライン Ver. 2. 0」(令和6年12月)も参考にしましょう。

※ 幼稚園児もこれに準じます。

## 【参考】

### 「教職員が生成AIを利用する際のチェックリスト」

生成 AI を教職員が利用する場合は、以下の項目を確認すること。

- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守する
- 教育委員会の方針(情報セキュリティに関するルール等も含む)に基づき利用する
- 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用する
- 出力された内容(生成物)の真偽を確認し、資料等として採用するかどうか判断する
- 重要性の高い情報である成績情報や個人情報を入力しない
- 著作権の侵害につながるような使い方をしない

### 「児童生徒が生成AIを学習場面で利用する際のチェックリスト」

(教職員および保護者がチェックする)

生成 AI を児童生徒に利用させる場合は、以下の項目を確認すること。

- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守する
- 大人は児童生徒に対し、利用させる目的、効果、セキュリティについて丁寧に説明する
- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認する
- 児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況に十分留意する
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめさせ、自己の判断や考えが重要であることについて事前指導を行う
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行う
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないように指導する
- 生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないと指導する
- 学習課題に生成AIの回答を引用している場合、出典・引用を記載するように指導する

- ・ 上記2つのチェックリストは、大分県立学校教職員を対象とする「大分県教育委員会生成AIの利用ガイドライン(Ver.2.0 令和7年7月)」を参考にしています。